

令和6年度諫早市農業委員会 第8回総会議事録

1 開催日時 令和6年11月28日(木) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (19人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	久本純造			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田 繁	3番 西口雪夫
	4番	立森和富	5番	前田貞松	6番 林田芳信
	7番	平野和敏	8番	増田真美子	9番 補伽文夫
	10番	森田正男	11番	中島康範	12番 松本秀徳
	13番	江崎義明	14番	野田 浩	15番 泉野政則
	16番	田渕勇二	17番	池田武弘	18番 増山時子

4 欠席委員 (0人)

5 議 案

- 第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理通知の取消願の件
- 第6号 農地改良等届出書受理の件
- 第7号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦
事務職員 俣野海喜

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和6年度 諫早市農業委員会 第8回総会」を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、20名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に1番・久保繁委員、18番・増山時子委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

議 長 それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見
(議案第1号) 聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題について説明します。

今月は2件の農用地利用計画変更に伴う意見徴取がございます。このうち1番については農振法第13条第2項に基づき、代替地がないこと、農用地の周辺部であること、担い手への農地利用集積への影響がないこと、土地改良施設への影響がないこと、基盤整備事業から8年を経過していること、などの5つの要件を全て満たすものに限り、農用地からの除外できるものとし、2番については軽微な変更によるものとし、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものです。

1番、小野地区、長野町の農地、田1筆920㎡のうち500㎡の農用地区域からの除外についてです。

本件は農地所有者の子である申出人が一般住宅を建築するためのもので、除外後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

2番、小長井町大峰の田1筆1162㎡のうち170㎡の農地について、農業用倉庫を設置するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。

本件は、小長井町において営農されている同地の賃借人である申出人が、新たな農業用倉庫を整備するため、農業用施設用地へ変更する申出となります。

なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第4条の農地転用申請する予定となっております。議案第1号につきましては以上となります。

議 長 議案第1号の説明がありました。1番について何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、2番について何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、赤崎町の農地1筆、180㎡について、耕作を始めるため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は180㎡です。草刈り機や耕うん機等の機械は所有されております。また、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、通作距離に問題はないと思われま。

2番、小野地区、赤崎町の農地1筆、448㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は23,809㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約60年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題はないと思われま。

3番、有喜地区、天神町の農地6筆、3,606㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は16,804㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有されています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題はないと思われま。

4番、長田地区、高天町の農地2筆、1,303㎡について、耕作に便利のため、交換する申請です。権利取得後の農地面積は23,646㎡です。トラクターや選別機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題はないと思われま。

5番、高来地区、高来町法川の農地1筆、279㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は1,707㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、高来地区、高来町船津の農地2筆、1,453㎡について農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は6,948㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されています。また農業に約65年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番と2番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しじゃがいも、トマト、きゅうり等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し小麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し人参を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、4番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通しみかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、5番と6番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し飼料作物を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 5番と6番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第3号) 事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」をご説明いたします。

1番、久山町の畑1筆889㎡の農地を住宅用地とする転用申請です。追認の申

請となります。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、昭和42年から住宅用地として利用しているものです。今回、改築を計画したところ転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も利用する意向があるため申請を行うものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いものと思われます。隣接する農地は申請者の自己所有ですので問題はなく、追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。

2番、森山町唐比北の田2筆合計800㎡のうち601.39㎡の農地を農業用倉庫用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、農業用施設ですので不許可の例外に該当しております。申請人は農業を営んでおりますが、今回既存の倉庫では不足するため、新たに倉庫を建築するものです。土地の造成はなく、土留め工事により土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。なお、残余の198.61㎡については、農業用施設届出書が提出済みです。

3番、飯盛町山口の畑2筆合計305㎡の農地と併用地1筆2.78㎡を合わせた307.78㎡について農業用倉庫用地とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、農業用施設ですので不許可の例外に該当しております。本件は、昭和52年頃から農業用倉庫用地として利用しているものです。今回、所有地の確認を行ったところ転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も利用する意向があるため申請を行うものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いものと思われます。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。なお、併用地である水路については払下げを受けています。

議案第3条につきまして以上となります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番について真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2 番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用倉庫用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 2 番について、何かご質問はありませんか。

委 員 先ほどの隣接する農地所有者等との協議報告書の氏名について、パソコンで書かれている方と、自筆で書かれている方がいらっしゃると思いますが、これについては決まっていのでしょうか。

事 務 局 協議報告書ですので、特に本人が自署することとなってるものではなく、申請者が作成したものとなっております。同意書等の場合は、自署を求める場合もありますが、あくまでも協議書ですので申請者が作成をして添付されたものとなります。

委 員 わかりました。

議 長 2 番について、他に何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3 番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3 番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用倉庫用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 3 番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議(議案第 4 号)

事 務 局 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」についてご説明いたします。

1 番、川床町の田 2 筆合計 8 3 4 m²の農地について、令和 6 年 7 月 2 6 日付け、第 3 7 5 - 1 号で事業所用地として許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。今回、転用目的の変更はありませんが、汚水・生活雑排水の処理について、合併浄化槽の位置及び放流先の変更があったものです。理由といたし

ましては、汚水・生活雑排水の処理について、合併浄化槽から北東側水路への放流を予定しておりましたが、北西側道路側溝へ放流先を変更することとなったためです。

2番、宗方町の田4筆合計4,994㎡の農地について、令和6年10月2日付け、第268-1号で特定建築条件付土地として許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。今回、転用目的の変更はありませんが、特定建築条件付土地売買予定地を18区画から20区画へ変更することに伴い、擁壁の設置位置と下水管設置位置が変更となるものです。理由といたしましては、条例の改正により開発可能な面積の上限が5,000㎡から10,000㎡となったことから、開発規模を変更することとなったためです。区画が増加する部分については、別途農地転用許可申請がなされており、議案第5号4番において審議いただくこととなります。都市計画法第35条の2開発行為変更許可申請中です。

議案第4号につきましては以上となります。

議 長 議案第4号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号は、承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は、承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第5号) 事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、仲沖町の畑1筆789㎡の農地を仮設事務所用地とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定、区域区分は調整区域で農用地区域内にある農地ですので原則不許可となりますが、一時転用でありますので不許可の例外に該当します。本件は、仲沖救急排水機場の工事のため、仮設事務所用地とする一時転用となります。土地の造成はなく、現状のまま利用するので被害の恐れはありません。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は汲み取りで自社に持ち帰ります。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、自己により整備するため費用は発生しません。

2番、福田町の畑1筆452㎡の農地について駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は建築業を営んでおりますが、隣地を資材置場として利用しており、従業員用の駐車場、また、隣接する共同住宅の入居者用貸駐車場として整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するので被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水については発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。

3番、土師野尾町の田畑2筆合計188㎡の農地を貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地

基準については、第2種農地に該当しております。申請者は法人の役員であり、現在、自身が役員を務める法人が利用している資材置場が不足しているため、新たに資材置場用地を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。

4番、議案第4号2番に関連するものです。宗方町の田1筆530㎡の農地について特定建築条件付土地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、水道・下水道管の2管が通る道路に接し、おおむね500m以内に2以上の公共施設等がある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、2区画を造成し住宅を建築する計画となっており、造成については盛土を最高3.6m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水は造成地内に側溝を整備し水路へ放流し、汚水・生活雑排水については下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書及び融資証明書で確認しています。都市計画法第35条の2開発変更許可申請中です。

5番、長田町の田3筆合計2,069㎡の農地と併用地1筆356.53㎡を合わせた2,425.53㎡について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、肥前長田駅からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、木造2階建ての共同住宅2棟を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高1.0m、切土を最高0.04m施し擁壁を設け、土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内の集水桝から水路に放流し、汚水・生活雑排水については下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書及び融資証明書で確認しております。都市計画法第29条開発許可申請中です。

6番、森山町本村の畑1筆363㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、森山支所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.42m施し、土留め工事と緩衝地を設けることで土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

7番、森山町田尻の畑1筆82㎡の農地を通路用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。本件は、住宅用地に進入するための通路用地とするものです。土地の造成はな

く、現状のまま利用するので被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水については発生しません。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。

8番、飯盛町後田の田2筆合計795㎡の農地を資材置場用地とする転用申請です。契約内容は賃借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は建設業を営んでおり、資材置場が不足しているため、新たに資材置場用地を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。

9番、小長井町新田原の現況地目畑1筆539.23㎡の農地のうち法面等を除く有効利用面積378.72㎡について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するので被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

議案第5号についての説明は以上になります。

議長 事務局から説明がありましたが、1番と2番について、諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、仮設事務所に一時転用することについて適正であると思われます。

2番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 地区推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、貸資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議 長 3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、4番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 4番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、特定建築条件付土地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、5番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 5番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、6番と7番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 6番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 7番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、通路用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 6番と7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することに決定いた

します。

議 長 次に、8番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 8番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 9番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、黒崎町及び小野島町の農地2筆4,358㎡、について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、カボチャの生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、川内町の農地3筆6,253㎡、について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

3番、森山地区、森山町本村の農地1筆1,167㎡、について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

4番、5番は譲受人が同一の案件となります。

4番、森山地区、森山町田尻の農地1筆7,366㎡、5番、森山地区、森山町田尻の農地1筆7,341㎡計14,707㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は水稻の生産を主体に経営されています。

6番、長田地区、西里町の農地3筆2,523㎡、について、農業経営規模拡大

を行うため、購入する申出です。申出人は水稻、みかん、いちごの生産を主体に経営されています。こちらは、譲受人が長崎市にお住まいですが、今回購入をされる土地のすぐ横にこの方の農地があり、長崎から通って農業をされているということで申請が出ております。

7番、8番は譲受人が同一の案件となります。

7番、高来町泉の農地2筆836㎡8番、高来町泉の農地2筆3, 171㎡、計4, 007㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は米、玉ねぎ、そば等の生産を主体に経営されています。

以上、1番～8番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長 議案第6号の説明がありましたので、1番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可 することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から8番は申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第7号) 事務局 議案第7号「農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件」についてご説明いたします。

1番、諫早地区仲沖町、及び小野地区川内町の農地4筆、2, 781㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、ブロッコリー、ゴーヤを主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

2番、有喜地区早見町の農地2筆、2, 296㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

3番と4番は借受人が同一の案件となります。

3番、長田地区高天町の農地1筆、1, 344㎡、4番、長田地区高天町の農地1筆、367㎡計1, 711㎡を賃貸借20年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、トマト、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

5番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1, 436㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋

がります。

6番、飯盛地区、飯盛町中山の農地6筆、12,414㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議 長 議案第7号の1番から6番の説明がありましたので、1番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から6番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から6番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、7番から279番については、一括で審議したいと思います。議案番号115番、118番は、4番の委員に、180番は、9番の委員に、277番は10番の委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番、9番、10番の委員の退席を求めます。

(4番、9番、10番委員退席)

議 長 それでは、7番から279番まで、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 7番から279番までは飯盛南部地区基盤整備事業に係る貸借となっており、貸借期間はすべて10年となっています。権利の設定を受ける者の人数は105人、農地の筆数は759筆、面積は1,056,161㎡、約105haとなっており、1番から279番まで合わせた合計数は、権利の設定を受ける者の数108人、筆数774筆、面積1,076,799㎡、約107haとなります。

以上、第7号議案の1番から279番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。

また、1番から279番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長 議案第7号の説明がありましたので、7番から279番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番から279番を、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番から279番は「意見なし」とすることに決定いたします。4番、9番、10番委員の入場を求めます。

(4番、9番、10番委員・入場→着席)

議長
事務局

次に、報告案件について、事務局より報告願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。小栗地区から1件、小野地区から1件、長田地区から3件、合計5件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から1件、有喜地区から37件、飯盛地区から53件、計91件の通知が出ています。解約理由としましては、耕作者を変更するため及び農地中間管理事業を活用するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、久山町の畑2筆合計297㎡を住宅用地とする届出です。

2番、久山町の畑1筆997㎡を駐車場用地とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、天満町の畑1筆434㎡を住宅用地とする売買の届出です。

2番、貝津町の畑1筆250㎡を駐車場用地とする売買の届出です。

3番、真崎町の畑3筆合計278㎡を住宅用地とする贈与の届出です。

報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理通知の取消願の件」につきましてご報告いたします。

1番、西栄田町の畑1筆332㎡について、令和6年7月5日付けで届出がありましたが、住宅建設計画の中止のため、取消願の提出があったものです。

報告第6号「農地改良等届書受理の件」についてご報告いたします。

1番、高来町小江干拓の畑8筆合計76,421㎡について、農地耕作条件改善事業により、地盤の沈下を修正し、排水路機能を回復させるため、農地の嵩上げを行うものです。通常、3,000㎡以上の農地改良については一時転用としておりますが、本件は国の補助事業を活用するものであるため、農地改良等届出書の提出を受けております。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告いたします。諫早地区から1件、小栗地区から3件、長田地区から1件、高来地区から2件、計7件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長
議長

なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任
することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	2件。
第2号	農地法第3条の規定による許可申請書審議の件	6件。
第3号	農地法第4条の規定による許可申請書審議の件	3件。
第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件	2件。
第5号	農地法第5条の規定による許可申請書審議の件	9件。
第6号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件	8件。
第7号	農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件	279件。

以上、審議件数は、全部で309件でございました。

議 長 以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和6
年度諫早市農業委員会第8回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____